

## 住居表示の設定（変更）について

あなたがこのたび建物等の建設を予定されている場所は、住居表示実施区域内ですので、住居番号（住所）の設定（変更）が必要となります。

つきましては、当該建物等の住居番号を設定するため、建物等の建築が開始された時には、別紙届を提出してください。

（建物の基礎工事が完了した時点で住居番号は設定できます。設定の前に現地調査を行い、建物等の位置を確認する作業があるため、提出後、時間をいただきますので、パンフレットなどに住居番号の記載をする場合には、特にお早めに提出をお願いします。）

また、同じ場所での建替え、増築の場合も、同様の手続が必要になります。

提出先は、市役所2階市民課管理担当（27番窓口）です。

（提出時添付書類）

- ・現地案内図（現地の地図等、場所がわかるもの）
- ・建物の配置図
- ・公図の写し
- ・1階平面図（寸法、間取りの入ったもの）

※1階部分が駐車場である場合には、2階の平面図を添付してください。

※ 確認済みの「建築確認申請図書一式」を窓口を持参いただいても結構です。必要な図面をコピーさせていただきます。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

富士市役所 市民部市民課 管理担当

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-51-0123

FAX 0545-53-2500

内線 2222

## [記入例]

令和 年 月 日

（あて先）富士市長

住所 富士市永田町1丁目1番1号  
届出人 氏名 富士 太郎  
電話 (0545) 51-0123

### 建物その他の工作物新築届

富士市住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

所有者氏名	富士 太郎
所有者住所	富士市永田町1丁目1番1号
建築完成年月日	令和〇年〇月〇日
建設等の主たる 出入口から道路 までの略図	
建築等の敷地の表示	富士市永田町1丁目100番地